

議案第 36 号

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正
する条例制定について

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中「，必要な」を「必要な」に改め，同条を第7条とする。

第5条第1項中「6月」を「1年」に改め，同条を第6条とする。

第4条中「6月」を「1年」に改め，同条を第5条とし，第3条の次に次の1条を加える。

（戒告の効果）

第4条 戒告は，職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合において，その責任を確認し，及びその将来を戒めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条及び第6条第1項の規定は，この条例の施行の日以後の行為に対する減給及び停職について適用し，同日前の行為に対する減給及び停職については，なお従前の例による。

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(懲戒の手續) 第3条 略</p> <p>(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上<u>6月</u>以下の期間について、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)第13条に規定する地域手当、同条例第17条に規定する特殊勤務手当、同条例第19条に規定する時間外勤務手当、同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))。以下同じ。)の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果) 第5条 停職の期間は、1日以上<u>6月</u>以下とする。 2・3 略</p> <p>(委任) 第6条 この条例の実施に関し、<u>必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(懲戒の手續) 第3条 略</p> <p>(戒告の効果) 第4条 戒告は、職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合において、<u>その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。</u></p> <p>(減給の効果) 第5条 減給は、1日以上<u>1年</u>以下の期間について、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)第13条に規定する地域手当、同条例第17条に規定する特殊勤務手当、同条例第19条に規定する時間外勤務手当、同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))。以下同じ。)の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果) 第6条 停職の期間は、1日以上<u>1年</u>以下とする。 2・3 略</p> <p>(委任) 第7条 この条例の実施に関し<u>必要な事項は、規則で定める。</u></p>	